

滋賀県労働者福祉協議会
 日本労働組合総連合会 滋賀県連合会
 近畿労働金庫滋賀地区統括本部
 全労済 滋賀県本部
 滋賀県労働者住宅生活協同組合
 滋賀県生活協同組合連合会
 ユ・メディア株式会社

滋賀県労働福祉新聞

豊 かなくらし

滋賀県労働福祉新聞
 豊かなくらし 第698号(改題533号)
 平成28年12月15日発行(毎月1回15日発行)
 編集 大津市打出浜2番1号
 コラボしが21 6階(〒520-0806)
 発行人 (社) 滋賀県労働者福祉協議会
 山田 清
 TEL 077-524-6290・FAX 523-4070
 URL <http://www.s-rofuku.com>
 E-mail shiga629@aioros.ocn.ne.jp
 印刷所 ユメディア株式会社

中央労福協第7回加盟団体代表者会議開催 2016～2017年度活動方針の中間総括と課題・補強を確認



去る11月25日(金)東京日暮里のホテルラングウッド「朱鷺」の間において、第7回加盟団体代表者会議が加盟107団体84名の代議員が出席し開催されました。この加盟団体代表者会議は、2年サイクルの運動の中間年において、活動方針の中間総括と補強について論議される場となっています。

まず第1部の記念講演は、「助けて」と言える社会へ持続可能な未来、貧困からの脱却に向けて～協同組合、労働組合への期待～という内容でホームレス支援ネットワーク理事長の奥田 知志牧師よりご講演を頂きました。日

本では経済的困窮から社会的孤立につながり、困った時に「助けて」と言えなくなり居場所もなくなりホームレスへの道につながっている。格差が拡大するほど経済的に追い詰められた国民は、生活苦のために戦場へ自ら出ていく状況になる」と警告されました。

第2部で代表者会議に入り冒頭、神津会長から3つの課題について述べられました。

- ①奨学金問題の取組で諸外国に比べあまりに貧弱な高等教育の制度であり、労福協の取組と世論の盛り上げが重要である。
- ②貧困・格差の是正と困窮者自律支援の問題であります。あらゆる世代、あらゆる層で格差・貧困が拡大し社会的孤立に追い込まれている。生活困窮者自立支援制度を地域のネットワークと繋げたものとしなければいけない。
- ③労働者福祉事業と労働運動の連携強化であります。絆が大切にされ、協同組合や労働組合が手を携えて真価を発揮し、社会を変えていくときである。

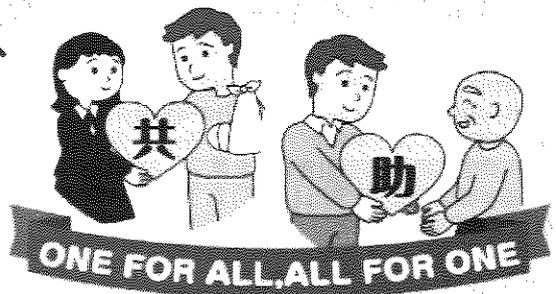
そして、議事に入り花井事務局長から2016年度の活動報告があり、塩原事務局次長より2016年度の会計決算報告と2017年度の会計予算の議案提案がされ満場一致の拍手で採決され、南部副会長より(奨学金)の特別アピール案が提案、採決をされ議事を終了いたしました。



労働者福祉事業を活かし、 共助の輪を地域へ広げよう!

協同事業の利用を広げ、仲間の助け合いや、
地域や社会のために活かしていこう!

自主福祉事業は労働運動みずからが生んだ労働運動の基盤です。労働組合と協同組合(ろうきん・全労済)は、仲間同士のたすけあい・連帯などの価値観を共有しています。ともに地域と働く者の未来をつくりましょう!



何かあったときはお互いさま! 2016 生活向上・福祉強化キャンペーン

労福協生活応援セミナー 「社会保険制度からみる働き方色々」

今年も労福協生活応援セミナーを、11月12日(土)に開催しました。このセミナーは、毎年彦根地区労福協と湖北地区労福協、彦根勤労者福祉会館、労福協くらしサポートセンターしが彦根の共催で年一回開催しております。今年のテーマでもあります「社会保険制度」は、私たちの身近に存在しており、密接にかかわる大変重要な制度ですが、なんとなく知っているようで本当は知らない部分が多くあるように思います。



講師の橋本裕介氏は、厚生労働省の職員として、社会保険制度をつくる側におられた方で、現在も専門の研究

機関に所属しておられ、社会保険制度のメリットやデメリットを知り尽くされたエキスパートです。講演では、10月1日から変更になった社会保険制度を例に挙げて、パートタイム労働者が労働時間や雇用形態によって収入が変わる話は、大変興味深い内容でした。その他にも、障害年金について、出産・育児・離婚・老後に関わる公的制度についてもお話し頂き、大変有意義な時間でありました。

「役所の人は、制度を知っていても勧めてはくれませんが」とおっしゃっていました。聞いたら教えて頂けると思いますが、知らなければ「知らない間に損をしている」というような事になってしまいます。自分達の生活に密接にかかわる事だけに、もっと興味をもって制度を知る事が、賢く働くための第一歩ではないでしょうか。

今後も、皆様の生活に少しでも役立つようなセミナーを開催していきたいと思っておりますので、ご参加を宜しくお願い致します。

(湖北地区労福協会会長 清水卓也)

全労済滋賀県本部 「2016年度専従書記研修会」の報告

全労済滋賀県本部では、12月1日(木)に「2016年度専従書記研修会」をクサツエストピアホテルにて開催しました。当日は、62団体から76名の書記の皆さまにご参加いただきました。冒頭、主催者を代表して西村本部長より日頃の共済活動の御礼を、業務委員会を代表して村田業務委員長より、組合員との距離が近い専従書記の皆さんが中心となって、組合員の皆さまの「暮らしの安心」をサポートする意味で「共済活動」に取り組んで頂きたいとの挨拶がされました。

午前の研修では、滋賀県防災危機管理局より「地震災害と身近な防災対策」についてご講演をいただき、自身でできる身近な防災対策や、滋賀県下における活断層や地震発生確率等を中心に「備えの大切さ」の講演をいただきました。その後、「住まいる共済(新火災共済・新自然災害共済)」の研修では、地震・風水害時の給付事例をご紹介しますとともに、保障の必要性・重要性を改めてご確認をいただき、今後、組合員の皆さまへの共済推進にお役立ていただけるご説明をしました。

午後の研修では、エフピィ ハーモニー代表 八東 和音

先生より、主婦、一児の母の視点から「賢い家計管理の5ステップと活用法」と題してライフプランセミナーの講演をいただきました。厳しくなる一方の家計において、賢いお金の使い方や、保障の見直しについて身近なお話を中心に、楽しく興味深くご講演をいただきました。



最後に吉門業務委員より、研修会の取りまとめと、今日の研修をこれからの共済活動に生かしていただきたいとの挨拶がされ、研修会を終了いたしました。

参加された皆さまからは、「改めて防災対策の必要性を認識できた」、「滋賀県においてもいつ地震が発生してもおかしくない事を認識できた」、「新住まいる共済の内容を、もっと自分自身が理解をして、きちんと組合員の方に説明していきたい」、「家計管理をしっかりして、保障の見直しをしていきたい」、「他団体の書記の方々と親交を深める良い機会となった」などのお声を頂きました。

労商提携店だより

故人とのお別れを

ゆったりとお過ごしいただけます。

★株式会社公益社 大津ブライツホール

住所：大津市朝日が丘1-12-5

(JR大津駅より徒歩5分・駐車場60台完備)

電話：0120-004-200または077-523-0042

URL:<http://www.koekisha-kyoto.com>

【優待内容】

基本葬儀料金15%割引を組合員又は2親等以内の親族に適用。但し基本葬儀料金21万円(税別)以下、企画葬儀他の割引制度の請負には、適用しません。

その他、事前無料相談・生前無料予約・預り金システム等のサービスも行っていますので、ご利用ください。

また、山科ブライツホールほか京都市内の公益社施設もご利用いただけます。

お電話の際には必ず労福協会員であることをお申し出ください。

第62回滋賀県勤労者美術展

会期：2017年2月21日(火)～2月26日(日)

会場：滋賀県立近代美術館ギャラリー

現在、絵画・書道・写真・工芸手芸の4部門で作品を募集しています。作品募集要項は下記ホームページに掲載していますので、ふるってご応募ください。

<http://www.s-rofuku.com>

作品募集要項請求先／(一社)滋賀県労働者福祉協議会

〒520-0806 大津市打出浜2-1 コパしが21内

TEL077-524-6290 FAX077-523-4070



平成28年 年末の交通安全県民運動

実施期間：12月1日(木)～12月31日(土)

【運動の基本】高齢者と子どもの交通事故防止

～交通安全 更なる 県民総ぐるみ～



【運動の重点】

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に、高齢者の反射材着用の推進及び自転車前照灯の徹底)

②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③飲酒運転の根絶

年末年始は飲酒の機会が増える時期です。飲酒運転の危険性・悪質性、事故の悲惨さについて考えましょう。

『暮らしの情報』

平成28年10月1日から社会保険(厚生年金保険・健康保険)加入対象が広がりました

1. 労働時間：週約30時間以上勤務⇒週20時間以上

労働時間の計算：1ヶ月毎のシフト制の場合4(1ヶ月を4週として)で割って1週間当たりの労働時間を算出する。繁忙期や閑散期の月がある場合は、その月を除いて、4で割って1週間当たりの労働時間を算出する。雇用契約は20時間未満であっても、実労働時間は20時間以上の場合、連続する2ヶ月の労働時間が、20時間以上になった場合その労働時間が今後も継続すると見込まれる場合は3か月目から加入。

2. 賃金：月額8万8千円以上(年収で106万円以上)

月額8万8千円に算入しない賃金とは：臨時に支払われる手当(結婚手当)や、1ヶ月を超える期間ごとに支払われるもの(賞与など)。時間外賃金や深夜労働手当などの割増賃金。最低賃金に算入しない賃金(皆勤手当や通勤手当、家族手当)

3. 企業規模：従業員数人501人以上の会社

4. 雇用期間：1年以上の見込みがあること

雇用契約で更新の可能性が明示されている事。同様の雇用契約者が、1年以上雇用された実績があること。雇用契約が1年未満であってもその後見込みが出た場合、加入できる場合があります。

パート主婦が、103万円を超えた収入を得る場合に気をつけたいのが夫の健康保険上の扶養配偶者、国民年金上

【配偶者の扶養から抜けて社会保険に加入】

	年金	健康保険
これまで	国民年金(保険料負担なし) 国民年金第3号被保険者	配偶者の勤務先の健康保険(保険料負担なし)
これから	厚生年金(月額保険料8,000円)	自分の勤務先の健康保険(月額保険料約5,000円)
メリット・デメリット	増える厚生年金額(1年間加入ごとに月額約500円)	傷病手当金・出産手当金などの制度が利用可能

の第3号被保険者となるための要件である「130万円の壁」です。これは税金とは関係がなく、配偶者(第2号被保険者)が退職などにより厚生年金等の加入者でなくなった場合や、本人の収入の増加(年収が130万円を超えると、国民健康保険または健康保険と、国民年金または厚生年金に自身で加入しなければならず、保険料の支払義務を負うこととなります)などにより、配偶者の扶養から外れた場合には第1号被保険者となるので、必ず住所地の市町村に第1号被保険者への種別変更届を提出してください。または、第2号被保険者の場合は、会社を通じて手続きをします。しかし、健康保険と厚生年金保険に加入することのメリットもあります。

例えば、健康保険には「傷病手当金」という給付があり、これは病気やケガで長期の休みを余儀なくされ収入が減った場合、健康保険から最長1年6ヶ月間給与の約7割が支給されるというもので、自身の加入している保険を見直して、保険料の削減が見込める可能性も出てきます。厚生年金保険においても、将来受け取る年金額は増額となるし、障害年金や遺族年金を受給できる対象も広がります。

詳しい年金の相談は、最寄りの年金事務所で。平日(月～金曜日8:30～17:15)延長相談日(週初の開所日17:15～19:00)土曜相談日(第2土曜日9:30～16:00)予約制による出張相談も実施しています。(土日祝日年末年始12/19～1/3は休み)

【税金と社会保険の扶養の基準は】

収入	103万円未満	106万円未満	130万円未満
	税金の壁	新社会保険の壁	社会保険の壁
条件など	①本人(非課税)	①週20時間以上働く	①週30時間以上
	基礎控除38万円+給与所得控除65万円	②月額8.8万円以上(年収106万円以上)	②勤務期間2か月以上(配偶者の健康保険に加入は可)
	②配合者控除38万円	③勤務期間が1年以上	
		④従業員数が501人以上の企業	
		⑤学生は除く	
その他		雇用保険加入必須	雇用保険加入必須

住まいのことなら 滋賀県住宅生活協へ

はたらく仲間がつくった営利を目的としない労働者福祉事業団体です

かりる

住宅ローンの借入・借換
住宅資金のご準備は

ろうきん

たてる

新築・リフォームなど
住まいのことなら

住宅生活協

まもる

火災や自然災害など
住宅・家財の保障は

全労済

分譲情報

レインポータウン
草津追分

レインポータウン
草津追分

Rainbow Town Otawake

太陽がいっぱい!
人気のかがやき通りすぐ

全8区画

VitaFelice
大津園山

ヴィータ・フェリーチェ
大津園山～南みの街～

JR石山駅徒歩19分!
全149区画のビッグタウン

38区画

レインポータウン
貴生川～ひまわりの街～

レインポータウン
貴生川

JR貴生川駅徒歩5分!
元気な子育て応援タウン

全164区画

滋賀県労働者住宅生活協同組合

滋賀県知事(13)第631号
滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝

お問合せ
TEL. 077-524-2800

滋賀県住宅生活協

<http://www.shiga-jutaku.jp/>

検索

